

産業消防常任委員会会議記録

日 時 令和3年2月24日（水曜日）

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第4委員会室

午前10時10分 散会

付託事件

(1) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 報告事項

(第1回定例会提出予定案件)

① 水戸市消防本部及び消防署の設置等に関する事について (消防総務課)

② 水戸市火災予防に関する事について (火災予防課)

(2) その他

2 出席委員（7名）

委員 長	大 津 亮 一 君	副 委 員 長	森 正 慶 君
委 員	田 口 文 明 君	委 員	黒 木 勇 君
委 員	渡 辺 政 明 君	委 員	栗 原 文 隆 君
委 員	安 藏 栄 君		

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（なし）

5 説明のため出席した者の職、氏名

副 市 長	田 尻 充 君		
産業経済部長	鈴木 吉 昭 君	産業経済部参	川 崎 幹 男 君
産業経済部参事兼 商工課長	長谷川 昌 人 君	産業経済部 技 監 兼 農 政 課 長	深 澤 和 広 君
観 光 課 長	小 林 一 仁 君	農業環境整備 課 長	三 村 隆 君
農産振興課長	後 藤 俊 之 君	公 設 地 方 卸 売 市 場 長	武 田 和 馬 君
消 防 長	小 泉 直 紀 君	消 防 次 長	大 内 康 弘 君
消防本部参事	小 林 光 宏 君	消 防 本 部 参 事 兼 救 急 課 長	石 田 宏 一 君
北消防署長	勝 村 俊 則 君	南消防署長	青 木 剛 君

消防総務課長 箕 輪 重 美 君 火災予防課長 櫻 井 祐 一 君

消防救助課長 植 木 和 弘 君

農業委員会
事務局 長 横 山 英 雄 君 農業委員会
事務局 次 長 吉 川 正 浩 君

6 事務局職員出席者

書 記 大 内 し お り 君 書 記 島 田 祐 輔 君

午前10時 0分 開議

○**大津委員長** おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから産業消防委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、報告事項の説明を行います。

本日の報告事項2件につきましては、第1回定例会に提出が予定されております案件でございますので、本日は説明を行うにとどめ、質疑は付託後に行いたいと思っておりますので、御了承願います。

それでは、初めに、水戸市消防本部及び消防署の設置等に関することについて、執行部より説明願います。
箕輪消防総務課長。

○**箕輪消防総務課長** それでは、水戸市消防本部及び消防署の設置等に関することについて、消防総務課提出の資料を基に御説明いたします。

1の改正理由でございますが、消防本部の名称を変更するため、関係規定の整備を行うものでございます。

消防本部の名称につきましては、消防組織法上、市町村条例で定めることとされております。消防本部の名称といたしましては、本市と同じ中核市のうち過半数を超える約6割の自治体の消防本部が、名称を消防局としている現況があります。当本部の組織規模や消防力は、名称を消防局としている他の中核市消防部と比較しても同等規模であります。このことから、今回、水戸市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正するものでございます。

2の改正内容につきましては、消防本部の名称を水戸市消防局に改めるものでございます。

3の施行期日につきましては、令和3年4月1日としております。

ページを返していただき、2ページに参りまして、新旧対照表でございますが、改正箇所につきましては、条例第2条第2項の表中の水戸市消防本部を水戸市消防局に改めるものでございます。

3ページに参照条文といたしまして、消防組織法の関係条文を抜粋し、添付してございますので、後ほど御参照ください。

説明は以上でございますが、本件につきましては、令和3年第1回水戸市議会定例会に議案として提出させていただく予定でございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○**大津委員長** 次に、水戸市火災予防に関することについて、執行部より説明願います。

櫻井火災予防課長。

○**櫻井火災予防課長** それでは、水戸市火災予防に関することについて、消防本部火災予防課提出の資料により御説明いたします。

1の改正理由につきましては、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容につきましては、1点目としまして、対象火気設備等のうち、急速充電設備に関する基準の適用の対象を従来の50キロワットから200キロワットのものまで拡大するものでございます。

2点目としまして、急速充電設備に関する基準の適用の対象拡大に伴い、急速充電設備の位置、構造及び

管理に関する基準を改正するものでございます。

詳細につきましては、2ページからの新旧対照表により御説明いたします。

水戸市火災予防条例第11条の2におきまして、電気を動力源とする自動車等の表記を電気自動車等に、全出力50キロワットを全出力200キロワットに改めるものでございます。

また、出力を200キロワットまで拡大することに伴いまして、第1号で急速充電設備と他の建築物との距離に関する基準を追加することを規定するとともに、ページを返していただきまして、第13号で急速充電設備と電気自動車に接続するためのコネクタ、第14号で充電用ケーブル、ページを返していただきまして、第16号で蓄電池等について、火災予防上必要な措置を追加するものでございます。

なお、6ページに今回の改正根拠となる参照条文を、8ページに急速充電設備の概要を掲載してございますので、後ほど御参照願います。

資料の1ページにお戻りいただきまして、3の施行期日でございますが、省令の施行日に合わせまして、令和3年4月1日とするものでございます。

以上で説明を終わりますが、本件につきましては、令和3年第1回水戸市議会定例会に議案として提出をさせていただく予定でございますので、よろしく御願いたします。

説明は以上でございます。

○大津委員長 以上で、第1回定例会提出予定案件の説明は終わりました。

この際、資料の請求がございましたら発言を願います。

ないようですので、次に、その他に入ります。

委員より何かございましたら、発言を願います。

渡辺委員。

○渡辺委員 コロナのほうがかつて落ちてきたという中で、偕楽園の梅まつりはどのような状況になっているのか。県のほうが緊急事態宣言を解除するというところでありますので、それに伴って偕楽園のほうの梅まつりもどのように変化するのか、分かる範囲で教えていただきたいと思っております。

○大津委員長 小林観光課長。

○小林観光課長 ただいまの渡辺委員からの、偕楽園の梅まつりに関するご質問でございますけれども、2月23日に県の緊急事態宣言が解除となりまして、これを受け、私どもの梅まつり実行委員会におきましては、万全な準備を整えた上で、3月1日から梅まつりをスタートするというところでございます。検温、手指消毒など、各イベントに関しても感染症対策をしっかりと講じた上で、お客様をお迎えしたいと考えております。

週末に関しましては、3月6日、7日、13日、14日に、夜・梅・祭のほうも弘道館、また好文亭前広場のほうで実施してまいりたいと考えておりますので、これについても事前に公表して、しっかりとお客様をお迎えしたいと考えております。

よろしく御願いたします。

○大津委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 ちょっとどういう状況かなと思って偕楽園の梅を見てきたら、いやすごかったですね。この間、

人がいっぱい。コロナの騒ぎとちょっとかけ離れているぐらい、人がざわざわしていましたね。それだけみんな、やっぱり表に行こうという気持ちを押さえていたのが一気に出てきたのかなと、非常に結構なことでもあるなというふうに思っておりました。また、その足で、水戸城大手門のほうにちょっと行きましたら、またあそこの駐車場もいっぱい、止められないというぐらいの人がいて、もう本当に、肩がぶつかり合うぐらいの人出になっていまして、コロナの騒ぎの中なんですけれども、いよいよコロナ後のことも考えなくちゃいけないのかなというふうにちょっと感じたところです。

いずれにしても、そういう意味で、梅まつりもスタートを切るということなんで、観光課をはじめ関係各課の皆さんには、しっかりホスピタリティーの気持ちを大事にしながら、受入れ態勢を万全に整えて、実行していただければということをお願いしておきます。

ありがとうございます。

○**大津委員長** ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○**大津委員長** それでは、以上をもちまして、本日の産業消防委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時10分 散会